

## 地方独立行政法人三重県立総合医療センター第二期中期目標期間の 業務実績に関する評価（期間評価）の実施方法について

### 1 期間評価とは

設立団体の長は、「地方独立行政法人法」（以下、地独法という。）第 28 条第 1 項第 3 号の規定に基づき、中期目標の期間の最後の事業年度においては、当該事業年度における業務の実績および中期目標の期間における業務の実績について評価を行うこととなっている。（後者がいわゆる期間評価に該当）

### 2 評価の目的

中期目標の達成状況を調査、分析し、その結果をふまえ、当該中期目標期間の業務実績を評価することにより、次期中期目標期間における法人業務の質の向上・効率化につなげる。

また、評価を通じて、法人業務の透明性の確保に資することを目的に行う。

### 3 具体的な評価実施の流れ

#### ●業務実績報告書作成・・・法人で作成 資料 2 - 3

- ・大項目の自己評価の指標（S～D）の判定については、個別項目の実施状況が目安となっていることから、大項目ごとに個別項目のこれまでの達成状況を示し（期間中の点数の推移から判断する想定）、第二期中期目標期間における実施内容および今後の取組等を合わせて整理する。
  - ・法人の総括において、各個別項目の達成状況や数値目標の推移等をふまえた①自己評価の根拠を記載するとともに、それに応じた指標を設定する。
  - ・②重点的な取組および特筆すべき取組には、前述で整理した個別項目から特筆すべきものを抽出して記載し、③目標に対して不十分な取組および未達成の取組については、数値目標の状況等をふまえ課題となっている点について整理する。
- ⇒全ての大項目について、上記の流れで自己評価を実施し、法に定められた期日までに県に提出。

#### ●期間評価結果報告書作成・・・評価委員会に意見を聴取しながら県で作成 資料 2 - 4

- ・法人から実績が提出された後、事務局において、大項目ごとの評価結果コメントおよび指標を作成。
- ・大項目ごとの評価結果（案）ができた時点で、評価委員会各委員に意見を伺い、必要に応じて修正を行う。評価委員会としての意見として残すべきものについては、適宜評価委員会からの意見等に記載をする。
- ・項目別評価が固まった段階で、その結果から総合的に判断して全体評価結果（案）を作成する。全体評価には、具体的な評価の内容に加え、特筆すべき取組等の項目別評価から抽出し、整理する項目についても併記し取りまとめる。

## 【関係資料】

- ・ 地方独立行政法人三重県立総合医療センターの中期目標期間の業務実績評価実施要領（案）  
・ ・ 資料 2 - 2
- ・ 地方独立行政法人三重県立総合医療センター第二期中期目標期間における業務実績報告書（案）  
・ ・ 資料 2 - 3
- ・ 地方独立行政法人三重県立総合医療センター第二期中期目標期間の業務実績に関する評価結果報告書（案）  
・ ・ 資料 2 - 4

## （参考）地方独立行政法人法

第二十八条 地方独立行政法人は、毎事業年度の終了後、当該事業年度が次の各号に掲げる事業年度のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める事項について、設立団体の長の評価を受けなければならない。

- 一 次号及び第三号に掲げる事業年度以外の事業年度 当該事業年度における業務の実績
- 二 中期目標の期間の最後の事業年度の直前の事業年度 当該事業年度における業務の実績及び中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績
- 三 中期目標の期間の最後の事業年度 当該事業年度における業務の実績及び中期目標の期間における業務の実績

2 地方独立行政法人は、前項の評価を受けようとするときは、設立団体の規則で定めるところにより、各事業年度の終了後三月以内に、同項第一号、第二号又は第三号に定める事項及び当該事項について自ら評価を行った結果を明らかにした報告書を設立団体の長に提出するとともに、公表しなければならない。

3 第一項の評価は、同項第一号、第二号又は第三号に定める事項について総合的な評定を付して、行わなければならない。この場合において、同項各号に規定する当該事業年度における業務の実績に関する評価は、当該事業年度における中期計画の実施状況の調査及び分析を行い、その結果を考慮して行わなければならない。

4 （省略）

5 設立団体の長は、第一項の評価を行ったときは、遅滞なく、当該地方独立行政法人に対して、その評価の結果を通知し、公表するとともに、議会に報告しなければならない。

6 設立団体の長は、第一項の評価の結果に基づき必要があると認めるときは、当該地方独立行政法人に対し、業務運営の改善その他の必要な措置を講ずることを命ずることができる。